

3年政治経済5月プリント学習課題 6月授業に持参。教科書28～63、105～106、155～179、資料集5～27、60、74～135、202～203、242～246、326～369ページ参照。

大東亜戦争終結ノ詔書(終戦の詔勅)

朕 深く世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ 非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ 茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク。朕ハ帝国政府ヲシテ 米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨 通告セシメタリ。(4国=米合衆国・英連合王国・中華民国・ソビエト連邦)

抑々 帝国臣民ノ康寧ヲ図リ 万邦共榮ノ樂ヲ俱ニスルハ 皇祖皇宗ノ遺範ニシテ 朕ノ拳々措カサル所。曩ニ米英二国ニ宣戦セル所以モ 亦実ニ帝国ノ自存ト東亜ノ安定トヲ庶幾スルニ出デ 他国ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ 固ヨリ朕カ志ニアラス。然ルニ交戦 已ニ四歳ヲ閱シ 朕カ陸海将兵ノ勇戦 朕カ百僚有司ノ励精 朕カ一億衆庶ノ奉公 各々最善ヲ尽セルニ拘ラス 戦局必スシモ好転セス 世界ノ大勢 亦我ニ利アラズ。加之 敵ハ新ニ殘虐ナル爆弾ヲ使用シテ 頻ニ無辜ヲ殺傷シ 惨害ノ及フ所 真ニ測ルヘカラサルニ至ル。而モ尚 交戦ヲ繼續セムカ 終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス 延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ。斯ノ如クムハ 朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ 皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ。是レ朕カ帝国政府ヲシテ共同宣言ニ応セシムルニ至レル所以ナリ。

朕ハ 帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ 遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス。帝国臣民ニシテ 戦陣ニ死シ 職域ニ殉シ 非命ニ斃レタル者 及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ 五内 為ニ裂ク。且 戦傷ヲ負ヒ 災禍ヲ蒙リ 家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ 朕ノ深く軫念スル所ナリ。惟フニ 今後帝国ノ受クベキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス。爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル。然レトモ 朕ハ時運ノ趨ク所 堪ヘ難キヲ堪ヘ 忍ヒ難キヲ忍ヒ 以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス。

朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ 忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ 常ニ爾臣民ト共ニ在リ。若シ夫レ情ノ激スル所 濫ニ事端ヲ滋クシ 或ハ 同胞排擠 互ニ時局ヲ乱リ 為ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ 朕最モ之ヲ戒ム。宜シク挙国一家子孫相伝ヘ 確ク神州ノ不滅ヲ信シ 任重クシテ道遠キヲ念ヒ 総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ 誓テ国体ノ精華ヲ発揚シ 世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スベシ。爾臣民 其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ。

御名御璽(天皇の署名と印があること/「裕仁」と読んではいけない)

昭和二十年八月十四日

内閣総理大臣 男爵 鈴木貫太郎

海軍大臣 米内光政(以下の大臣副書は省略)

※御前会議で天皇の聖断を仰ぎ、ポツダム宣言受諾決定/昭和天皇が詔勅をレコード録音/15日正午ラジオで「玉音放送」/内閣総理大臣は鈴木貫太郎から皇族の東久邇宮稔彦親王に交代 ※原文にはない句読点、ふりがな、スペースを施し、旧字を新字(國體→国体など)に改めた。

日本国憲法

☆成立

1945年8月 宣言を受諾して降伏、占領をうける。

占領下で(連合国軍総司令部)は日本政府に帝国憲法の改正を要求。

1946年11月3日公布(明治節→の日)、1947年5月3日施行(日)

☆3大原理

① 帝国憲法の天皇主權から根本原理を大転換→国民主權と 天皇制(1条)

国民主權の実現方法は、民主制(議会制民主主義)が原則(前文第1文)

例外的な 最高裁判所裁判官の(79条)
直接民主制 特別法の(95条)
憲法改正の(96条)

社会契約説、自然法思想を背景にした民主政治→リンカーンの演説1863の「」を換言(前文第2文)。

② 権、権、権、権、権の5分野にわたり、25~28条で社会権を規定→独 憲法を先駆とする 世紀憲法
基本的人權は、の權利(11条)。国民はとして尊重され、
、 追求權は国政上、最大限尊重される(13条)が、
無制限ではなく、による制約が認められている(12条・13条)。

【公共の福祉の解釈】

じんけん そうご の しょうとつ を ちょうせい する こうへい の げんり

③ 前文に 權(判例上は未確立の「新しい人権」のひとつ)
条で、
非武装論は東西冷戦(1950 戦争)の下では非現実的→西側陣營での再軍備

(1950)→保安隊(52)→(54)

1951年サンフランシスコ平和条約と同時に 締結→60年改訂
被爆国→三原則(核兵器を ず、 ず、 ず)
戦前の軍は 權独立を唱え、政府の干渉を排して暴走→自衛隊は内閣総理大臣を最高指揮官とする CIVILIAN CONTROL ( )を徹底。

【自衛隊合憲解釈の論理】

①憲法は 国家が のために必要最小限の を保持することまでは禁止しておらず、自衛隊は憲法9条の には該当せず合憲である。

②攻撃された同盟国を防御する 的自衛權の行使については、1981年の政府統一見解以来、違憲とされてきたが、2014年合憲へと解釈が変更された(安倍内閣)。

③ の海洋進出、 の核ミサイル開発→日米同盟強化(ガイドライン改定)、安保法制整備。自民党安倍内閣は憲法9条改正に意欲。悪化した日韓関係修復なるか?

**基本的人権**

★ 5 分類

- ① \_\_\_\_\_ 権 (国家 \_\_\_\_\_ 自由) …… 3 分野
    - ★ \_\_\_\_\_ (人身) の自由
    - ★ \_\_\_\_\_ の自由
    - ★ \_\_\_\_\_ の自由
  - ② \_\_\_\_\_ …… 法の下の平等、男女平等、平等選挙など
  - ③ \_\_\_\_\_ (国家 \_\_\_\_\_ 自由) …… 生存権、教育を受ける権利、労働基本権
  - ④ \_\_\_\_\_ (国家 \_\_\_\_\_ 自由) …… 公務員選定罷免権、被選挙権、国民投票権など
- 近代選挙 3 原則【15条③ \_\_\_\_\_ 選挙、④ \_\_\_\_\_ 投票、44条 \_\_\_\_\_ 選挙】
- \_\_\_\_\_ 不均衡訴訟 \_\_\_\_\_ 自由選挙・直接選挙を加えて 5 原則
- 最高裁は 1972 年衆院選 (中選挙区の格差 5 倍) に初の違憲判決 (選挙は有効の事情判決)。現在、衆院小選挙区 2.1 倍、参院選挙区 5.0 倍の格差を最高裁は「 \_\_\_\_\_ 」としているが、高裁では 2.4 倍に「違憲、選挙 \_\_\_\_\_ 」という厳しい判決も出ている。
- \_\_\_\_\_ 法の在外邦人に小選挙区選挙権がなかった旧規定にも違憲判決。
- ⑤ \_\_\_\_\_ …… 国家賠償請求権、裁判を受ける権利など
  - \_\_\_\_\_ 法の賠償制限規定に違憲判決
- ※①②は前社会的な自然権、③④⑤は国家社会の存在を前提とした後社会的な市民権。

★ 一般原則

- 11 条 …… 基本的人権の \_\_\_\_\_ 保障。人権の \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 性。
- 12 条 …… 権利 \_\_\_\_\_ の責任。権利の \_\_\_\_\_ 禁止。
- 13 条 …… \_\_\_\_\_ の尊重。 \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 追求権の最大限の尊重。

★ \_\_\_\_\_

公共の福祉とは、 \_\_\_\_\_ 原理  
 …… 人権制約の根拠を人権の中に求める立場 ( \_\_\_\_\_ 説) による解釈。  
 基本的人権は、安易に規制すべきではないが、無制限ではなく、自ずと限界がある。  
 社会秩序を個人の人権に優先させる論理 (外在説) は、個人主義の憲法理念には合わない。

- ◎ 公権力による人権規制を合憲とする判例の理論は、① かつての秩序を優先する公益説から、② 制約により守られる法益と失われる法益を個々に比較検討する \_\_\_\_\_ 説へ。
- { 人権一般の制約 → 12 条・ \_\_\_\_\_ 条 (権利は公共の福祉に反しない限り最大限尊重)  
 { \_\_\_\_\_ の自由に関しては個別的、明示的制約 → 22 条・ 29 条

**自由権**

★ 身体的自由権

- 18 条・ 36 条 …… 奴隷的 \_\_\_\_\_ や \_\_\_\_\_ からの自由、 \_\_\_\_\_ や残虐な刑罰の禁止
  - 31 条・ 39 条 …… \_\_\_\_\_ の保障、 \_\_\_\_\_ 主義、事後法 \_\_\_\_\_ 処罰の禁止
  - 33 条・ 35 条 …… \_\_\_\_\_ ・ 搜索・押収に関する \_\_\_\_\_ 主義 など
- 戦前の拷問や自白偏重の捜査、裁判への反省から、被疑者・被告人の権利を手厚く保障。近年は被害者の側にも配慮。刑事裁判での証言、少年法の厳罰化など。

★ 精神的自由権

戦前の思想統制 (1925 年制定の \_\_\_\_\_) や国家 \_\_\_\_\_ の強制を反省。  
 心の中に国家権力 (法規制) は及ばない …… 19 条 ; \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ の自由

外部に現れる場合は規制対象となりうる { 20 条 ; 信教の自由 → 他者への布教活動  
 21 条 ; 表現の自由 → デモ行進や集会  
 23 条 ; 学問の自由 → 大学内の政治活動

★ \_\_\_\_\_ の自由 (20 条)

信教の自由 (信じない自由も) 保障。国の宗教活動関与を禁止 ( \_\_\_\_\_ 原則)。  
 しかし完全な政教分離は困難。国が宗教と関わる場合の合憲 (違憲) 性の判断基準は?  
 …… 目的が宗教的意義をもち、効果が特定宗教を援助するか ( \_\_\_\_\_ 基準)。

- ◎ \_\_\_\_\_ 訴訟 → 合憲判決 (起工式の慣習儀礼で神道を助長する効果はない)
- \_\_\_\_\_ 訴訟 → 違憲判決 (公費支出は \_\_\_\_\_ 神社を特別扱いする効果あり)
- \_\_\_\_\_ 神社訴訟 → 違憲判決 (氏子集団への砂川市市有地無償供与は憲法 89 条違反)

★ \_\_\_\_\_ の自由 (21 条)

\_\_\_\_\_ 及び \_\_\_\_\_ 其他一切の表現の自由を保障。 \_\_\_\_\_ 禁止。  
 マスメディアによる取材・ \_\_\_\_\_ の自由も保障される。  
 表現の自由は \_\_\_\_\_ の根幹にかかわる格別の保護に値する人権であるから、  
 制約の合憲性は、経済的自由の制約よりも厳格な審査基準が適用されるべきである  
 …… \_\_\_\_\_ 論。  
 厳格な基準 …… ① \_\_\_\_\_ かつ \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ があること、② 事前抑制的でないこと、  
 ③ 他に適当な手段がないこと、④ 必要 \_\_\_\_\_ の規制であることなど。  
 冷戦期には国家権力との衝突 (東京都公安条例事件のデモ規制など) が問題となったが、  
 近年は私的な \_\_\_\_\_ 権との衝突で、モデル小説や暴露記事の出版差し止めなど  
 表現の自由よりプライバシー権を優先する判例も出ている。  
 誹謗中傷やデマの拡散など、匿名無責任な \_\_\_\_\_ 情報をどう規制するか。

★ 経済的自由権

- { 22 条 \_\_\_\_\_ の自由
  - { 29 条 \_\_\_\_\_ 権
- \_\_\_\_\_ 国家建設を目指す \_\_\_\_\_ 憲法として、「 \_\_\_\_\_ 」により制約。
- { 業務に国家資格 (免許) を要件とする \_\_\_\_\_ 法、弁護士法など
  - { 市場機構を守るため、独占や不公正な取引を排除する \_\_\_\_\_ 法
  - { 土地利用の方法を制限し、市町村が用途地域を指定する \_\_\_\_\_ 法
- ただし、過度の規制には違憲判決が出されている。
- \_\_\_\_\_ 法の \_\_\_\_\_ 開設距離制限規定 → 違憲判決後に法改正 (規制条項撤廃)。
  - \_\_\_\_\_ 法の \_\_\_\_\_ 分割制限規定 → 違憲判決 \_\_\_\_\_

平等権

☆法の下の平等（14条）

\_\_\_\_\_の平等&\_\_\_\_\_の平等。●\_\_\_\_\_重罰規定（刑法200条）違憲判決。合理的な（等しいものは等しく異なるものは異なる）別扱いは○、不合理な\_\_\_\_\_は×。\_\_\_\_\_の保障（夜警国家）から、\_\_\_\_\_の達成（福祉国家）へ。格差是正措置……税負担力に応じた\_\_\_\_\_制度など。

☆アメリカ ワスプ White, Anglo-Saxon, Protestant

建国以来、\_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_人、\_\_\_\_\_系、\_\_\_\_\_教徒）が伝統的支配層を形成。奴隷解放宣言（南北戦争中1863年、\_\_\_\_\_大統領）の後黒人差別は残る → 1960年代（\_\_\_\_\_～ジョンソン大統領）、\_\_\_\_\_運動（指導者\_\_\_\_\_牧師）。先住\_\_\_\_\_・白人・黒人・西語圏出身\_\_\_\_\_・東洋系移民から米国社会には多様な民族集団\_\_\_\_\_が共存→「人種のサラダボウル」。弱者や少数派の入学・雇用に配慮、優遇する\_\_\_\_\_実施。

☆\_\_\_\_\_問題

戦国時代；職人・芸人、落伍した農民・武士らが河原などに住みつき被差別\_\_\_\_\_形成。江戸時代；\_\_\_\_\_の下に穢多・非人をおき体制への不満をそらす身分差別政策。明治維新；太政官布告、いわゆる\_\_\_\_\_令……形式的宣言で、待遇改善策なく差別放置。大正1922；全国\_\_\_\_\_創立、宣言「人の世に \_\_\_\_\_ あれ、人間に \_\_\_\_\_ あれ」。戦後1960；\_\_\_\_\_、綱領「6千部落3百万。解放なくして民主主義なし」。1965；\_\_\_\_\_、答申「解決は、国の責務、国民的課題」。1969；同対法制定～数次の時限立法で地域改善事業を推進～2002；地対財特法失効。2000；\_\_\_\_\_・人権啓発推進法。

☆法律婚

民法 { 731条；男は満\_\_\_\_\_歳に、女は満\_\_\_\_\_歳にならなければ、婚姻……できない。  
750条；夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、\_\_\_\_\_の氏を称する。

※2022年から婚姻年齢、成人（3条）とも男女18歳へ。選択的\_\_\_\_\_も検討課題。

- 国籍法3条；非嫡出子に日本国籍取得を認めない規定に違憲判決。
- 民法900条4但し書；非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする規定に違憲決定。
- 民法733条；女の再婚禁止期間を6箇月とする規定に違憲判決（合理的期間は100日）。

☆\_\_\_\_\_条約批准1985年後の立法

- ①\_\_\_\_\_（1985）  
募集・昇進など雇用面での男女差別禁止。また、労働基準法の女子保護規定を一部撤廃。
- ②\_\_\_\_\_（1991）  
育児・介護休業の制度化、雇用継続、再就職の促進。
- ③\_\_\_\_\_（1999）  
社会的な性別（\_\_\_\_\_）を固定観念としない社会の実現。  
→男（主人）は外で働き女（家内）は家事育児とか、男（女）らしくといった観念は×。

社会権

☆\_\_\_\_\_（25条）

- ①すべて国民は、\_\_\_\_\_で\_\_\_\_\_な\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_を営む権利を有する。
- ②国は……社会\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

☆社会保障政策史

自己責任+恩恵（英1601\_\_\_\_\_救貧法、日1874恤救規則）→社会問題へ認識転換→独1883～\_\_\_\_\_世界初の社会保険創設、米New Deal 政策1935\_\_\_\_\_法、英1942\_\_\_\_\_報告→「\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_まで」包括的な社会保障制度。日本の制度は①\_\_\_\_\_②\_\_\_\_\_③\_\_\_\_\_④\_\_\_\_\_が4本柱。↳医療・年金等 ↳児童・老人等 ↳生活保護 ↳衛生・環境生活保護基準（日用品費月600円）を争った\_\_\_\_\_訴訟：地裁違憲判決→高裁合憲判決→原告死亡→◎最高裁は訴訟承継を認めず上告棄却、憲法25条は国民の具体的権利ではなく国の責務の訓示規定とする\_\_\_\_\_説を採用し合憲と判示……朝日訴訟や\_\_\_\_\_訴訟（併給禁止は立法裁量とする◎合憲判決）は敗訴ながら給付改善を促した。保険型〔職業別の大陸型／均一給付の英国北欧型〕、財源〔\_\_\_\_\_方式／\_\_\_\_\_方式〕日本の年金は\_\_\_\_\_（全国民加入の基礎年金）+厚生年金など職業別の「2階建」。

☆\_\_\_\_\_

- 27条\_\_\_\_\_権
- 28条\_\_\_\_\_……勤労者の\_\_\_\_\_権、\_\_\_\_\_権、\_\_\_\_\_（争議）権  
公務員には\_\_\_\_\_勧告などの代償措置があり、労働基本権は制約され争議行為禁止。

☆労働政策史

旧制度↳\_\_\_\_\_近代私法  
労働関係は近代市民社会で「\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_へ」移行。契約自由の労働条件改善は？  
①最低限の労働条件を法定……工場法（英1833、日1911）、労働基準法（日1947）など。  
②労働者の団結権を認め、労使対等の交渉を促進……労働組合法（英1871、日1945）など。日本は1897労働組合\_\_\_\_\_設立、1900\_\_\_\_\_法制定、1910大逆事件で弾圧。→戦後GHQが労組育成を指示（経済民主化）、治安維持法など廃止、\_\_\_\_\_制定。  
①\_\_\_\_\_法……\_\_\_\_\_設置、監督官に臨検尋問・警察権。  
②\_\_\_\_\_法……組合活動の刑事・民事\_\_\_\_\_（刑事罰なし、賠償責任なし）。  
使用者の\_\_\_\_\_（組合活動妨害）禁止。\_\_\_\_\_の効力（労働条件は、個々の労働契約<職場の就業規則<労使が合意した労働協約）  
③\_\_\_\_\_法……同盟罷業\_\_\_\_\_・怠業・作業所閉鎖等の争議解決に労働委員会が\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_。内閣総理大臣が\_\_\_\_\_。  
冷戦で政策右傾化（1947\_\_\_\_\_中止、48\_\_\_\_\_で公務員スト権剥奪）。全通・日教組・三井三池闘争団らの公共企業体・公務員・炭鉱争議は1960年代から退潮。70年代国鉄順法闘争に国民激怒。80年代労働団体（総評・同盟など）再編→\_\_\_\_\_設立。90年代デフレ不況で賃下げ、合理化（\_\_\_\_\_）の嵐→\_\_\_\_\_の要求もトーンダウン、日本的な雇用・労使慣行\_\_\_\_\_にも変化。パート・派遣など\_\_\_\_\_雇用が3割超、組織率（組合加入率）は\_\_\_\_\_％を切る。